

## やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、「やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (目的)

第2条 協議会は、ヘルスケア関連企業や研究機関等の相互交流並びに企業のヘルスケア関連製品及びサービスの事業化に対する支援等を行い、もって山口県におけるヘルスケア関連産業の創出及び育成を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「やまぐちヘルスラボ」の運営方針の策定
- (2) 前条の目的に賛同する会員（以下「会員」という。）の募集
- (3) ヘルスケア関連産業に関する情報の収集
- (4) 会員に対する情報の提供並びに会員相互の交流及び連携の場の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### (役員)

第4条 協議会に、会長、副会長及び幹事を置く。

- 2 会長は、山口県産業労働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、山口市商工振興部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (幹事会)

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事（以下「役員」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が必要に応じ招集する。
- 4 幹事会の議長は、会長をもって充てる。
- 5 幹事会は、役員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 協議会の活動方針
  - (2) 協議会の事業計画
  - (3) 第3条第1号に掲げる事項
  - (4) その他協議会の運営に関する事項

- 7 幹事会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に役員以外の者をオブザーバーとして出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により役員の見解を求めることで、幹事会の議決に代えることができる。この場合においては、第3項及び第7項の規定を準用する。

#### (会員資格)

第7条 会員となることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) ヘルスケア関連企業及びヘルスケア関連産業への参入に関心のある企業
- (2) 大学、高等専門学校、産業支援機関、金融機関、行政機関等

#### (入会、退会等)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、退会することができる。
- 3 会費は無料とする。

#### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、山口県産業労働部イノベーション推進課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において処理する。

#### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、令和3年2月3日から施行する。

附 則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、令和4年6月30日から施行する。

附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	組織	役職	備考
学識経験者	国立大学法人山口大学	理事・副学長 (学術研究担当)	
	公立大学法人山口県立大学	学長	
関係団体	山口県経営者協会	専務理事	
	山口県商工会議所連合会	専務理事	
	山口県商工会連合会	専務理事	
	公益財団法人やまぐち産業振興財団	副理事長	
	地方独立行政法人山口県産業技術センター	理事長	
	公益財団法人山口県健康福祉財団	理事長	
市民団体	山口県地域消費者団体連絡協議会	会長	